

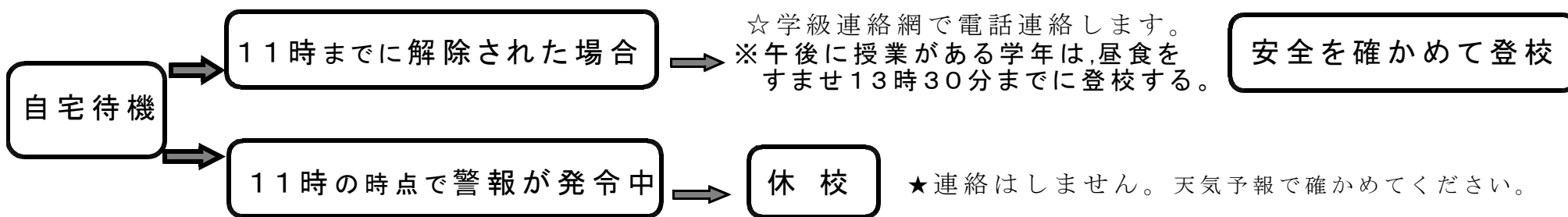
**この紙は、家庭で常に見える場所に貼っておいてください。**

平成23年9月 日 富田小学校

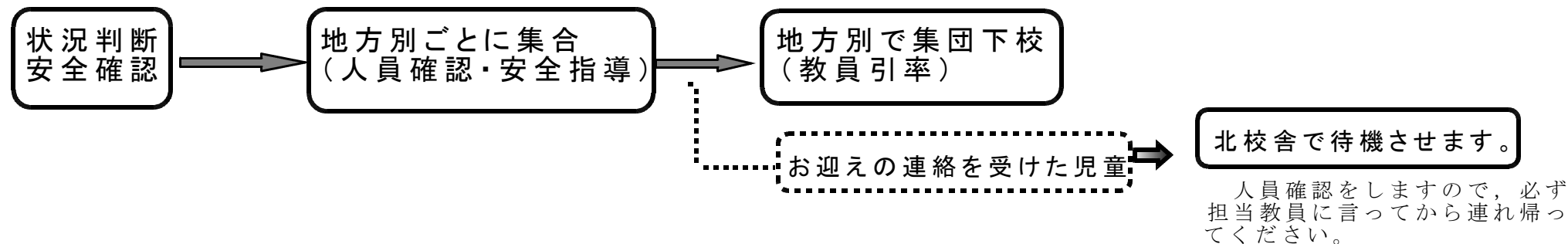
## 警報発令時の対処の仕方について

「徳島県北部」, 「徳島・鳴門区域」, 「徳島県全域」に『暴風警報』・『大雨警報』のいずれかの警報が発令された場合、本校では次のような対応をしますので、お知らせいたします。

**★ 午前7時の時点で警報が発令されている場合** ★朝、学校から各家庭へ連絡はしません。



**★ 登校後に警報が発令された場合(学校の対応)**



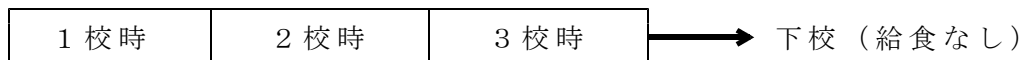
- ★ 警報については、NHK、四国放送、パソコン、携帯電話などにより情報収集してください。
- ★ 緊急の場合の連絡に支障をきたしますので、ご心配とは存じますが、警報発令時には学校への電話はご遠慮ください。
- ★ 上記の対処を原則としますが、地域で出水等の危険がある場合は、児童の安全を第一に考えてください。この場合に限り、学校へ電話連絡をお願いします。
- ★ 登校後に警報が発令された場合、学校長の判断で対応させていただきます。
- ★ **お子さまの緊急帰宅対応として、ご家庭に保護者が不在の場合の鍵や昼食などについて、事前に話し合っておいてください。**

※ その他の警報が発令された場合は、その場の状況に応じて判断いたします。  
なお、ご家庭におかれましても児童の安全確保についてよろしく願いいたします。

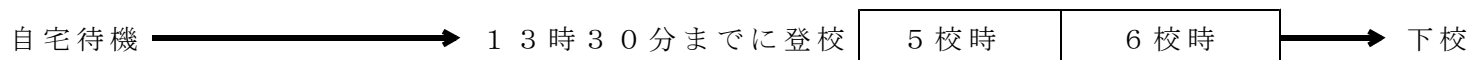
※ 上記内容について、給食に関する内容も含めて具体的に説明します。

**パターン①** (教育委員会が、明日の給食を中止すると事前に決定した場合)・・・連絡網を使って連絡します。

A：午前7時に警報が発令されていない場合  
(その日の3時間目までの授業の準備をして、通常の時刻に登校します。)



B：午前7時に警報が発令されていて、午前11時までに警報が解除された場合  
(家で昼食をとった後、その日の午後の授業の準備をして、13時30分までに登校します。)



C：午前7時に警報が発令されていて、午前11時の時点でも警報が発令中の場合  
(自宅待機から、そのまま休校となる。)



**パターン②** (事前の給食中止決定がなく、給食を予定通り行う場合)・・・原則として連絡しません。

A：午前7時に警報が発令されていない場合  
(原則として、その日の通常通りの日課となります。)

B：午前7時に警報が発令されていて、午前11時までに警報が解除された場合  
(家で昼食をとった後、その日の午後の授業の準備をして、13時30分までに登校します。)



C：午前7時に警報が発令されていて、午前11時の時点でも警報が発令中の場合  
(自宅待機から、そのまま休校となる。)



※上記「パターン①」「パターン②」というのは、連絡網での連絡内容を簡略化するために考えた言葉です。

＜連絡網を使っての連絡内容(例)＞

「台風接近に伴い、明日の給食中止が決定しました。パターン①でお願いします。」

※ 「パターン①って何だった？」とならないように、くれぐれも、ご家庭で常に見える場所にこれを貼っておいてください。